

主な改正の概要（平成 31 年 4 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 29 類 (麻薬及び向精神薬の一覧表 II.)	1971 年向精神薬に関する議定書のもとに管理される向精神薬	<i>d</i> -9-テトラヒドロカンナビノールは、テトラヒドロカンナビノールの異性体として、2932.95 号に分類されるべきであることから、左記の表における同物質の号番号を、2932.99 号から 2932.95 号に変更。
第 90.27 項	体外診断試験用の機器	体外診断試験用の機器が、90.27 項（物理分析用又は化学分析用の機器）に分類されることを明確化するために、90.27 項の解説に例示を追加。
第 90.31 項	集積回路の製造に用いられるフォトマスク又はレチクルの検査用の光学機器	集積回路の製造に用いられるフォトマスク又はレチクルの検査用の光学機器の分類を明確化するために、9031.41 号の解説を改正。

分類例規第 1 部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 3004.90 号	白色の重炭酸ナトリウム粉末	重炭酸ナトリウム粉末（550g～900g）で、特定の透析装置に適合するカートリッジ又はプラスチック袋に詰められており、医師の処方に従い、所定の希釈率にして使用されるもの（使い切り）について、投与量にした医薬品として、第 3004.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3824.99 号	粗製のパーム脂肪酸	食用に適した RBD パームオレインを得るために精製処理されるもので、28°C における性状が薄黄色の半固形状（少量の赤褐色の液体が上清として存在）で、RBD パーム油（精製し、脱色し、脱臭化したもの）とパーム脂肪酸蒸留物を意図的に混合したものについて、その他の化学品として、3824.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3923.10 号	プラスチック製化粧品容器（使い捨てのもの）	射出成型で作られた、液状メーキャップ化粧品用の容器（いずれも使い捨ての外部容器及び内部容器から成り、外部容器の蓋の内側に鏡が取り付けられたもの）について、42.02 項の携帯用の化粧道具入れではなく、化粧品の包装又は運搬に通常使用される容器として、3923.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 4202.12 号	プラスチック製の携帯用書類ケース	縁が補強されたプラスチック製のケースで、複数の内ポケット、前面に留め具（バックル）及び持ち手が付いており、書類、紙、ファイルなどの収納、整理、保管、運搬に使用されるものについて、42.02 項の書類かばんに類するものとして、4202.12 号に分類（通則 1 及び 6）。

主な改正の概要（平成 31 年 4 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
	携帯用書類ケース	側面及び底面は布地仕上げ、残りの面（前面、背面を含む）はプラスチック製の、周囲が縫どりされたケースで、内部の仕切りがなく、前面に留め具（ボタンとゴム製バンド）が付いており、書類、紙、ファイルなどの収納、保管、運搬に使用されるものについて、42.02 項の書類かばんに類するものとして、4202.12 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 6306.22 号	仮設の見晴らし小屋	鉄鋼製の管状のフレームとポリプロピレン製平織物の屋根材から成る、側面開放型のアウトドア用のテント（長さ 3m、幅 3m、高さ 2.5 m）について、合成繊維製のテントとして、6306.22 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 7007.21 号	ヘッドアップディスプレイ (HUD) 用の自動車用ガラス	自動車のフロントガラスに適した寸法及び形状にしたガラスで、2 枚の合わせガラスの間に PVB 中間膜を圧着したものについて、車両用の合わせガラスとして、7007.21 号に分類（通則 1 及び 6）。
	自動車用熱線反射ガラス	自動車のフロントガラスに適した寸法及び形状にしたガラスで、9~14 層の金属及び金属酸化物の層をガラス板内部に真空蒸着させたものについて、車両用の合わせガラスとして、7007.21 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8451.30 号	電気式蒸気アイロンと半自動蒸気発生装置	管と電気ケーブルで接続された、電気式蒸気アイロンと半自動蒸気発生装置について、アイロンがけ用機械として、第 8451.30 号に分類（通則 1 (16 部注 4) 及び 6）。
第 8479.89 号	LCD モジュールを製造するための TAB 装置	液晶ディスプレイのガラス基板と駆動 IC のフレキシブルプリント基板を、異方性導電フィルムを用いて精密に、電気的及び物理的に接合するために用いられる機械について、固有の機能を有するその他の機械として、8479.89 号に分類（通則 1 (16 部注 4) 及び 6）。
第 8512.90 号	フロントガラス用ワイパー・ブレード	自動車のフロントガラス用の電動ワイパーに使用するワイパー・ブレード（合成又は天然ゴム、金属製のブレケット及び汎用アダプターから成るもの）は、96.03 項のブラシではなく、ウインドスクリーンワイパーの部分品として、8512.90 号に分類（通則 1 (16 部注 2 (b))。及び 6）
第 8517.12 号	「スマートフォン」として知られる多機能機器	スマートフォンは、携帯電話がその主たる機能と見なし、携帯回線網用その他の無線回線網用の電話として、8517.12 号に分類（通則 1 (16 部注 3) 及び 6）

主な改正の概要（平成 31 年 4 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8708.29 号	自動車用の発熱ガラス (被覆されたもの)	自動車のフロントガラスに適した寸法及び形状にしたガラスで、コネクターを取り付けた複数の金属薄膜 (50~250 nm) を中間層に持つ合わせガラスから成り、自動車の電力で金属薄膜が発熱抵抗体として作用し、ガラス面を加熱するものは、車体のその他の部分品として、8708.29 号に分類（通則 1 及び 6）。
	自動車用の発熱ガラス (印刷されたもの)	自動車のフロントガラスに適した寸法及び形状にしたガラスで、銀ペーストが加熱ループ状に固定されており、自動車の電力でガラス面を加熱できるものは、車体のその他の部分品として、8708.29 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9027.80 号	リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応 (PCR) 法による全自动分子診断システム	臨床検査室において、癌、感染症及び遺伝子の検査を含む、広範な業務の実施を可能にする完全統合型システムについて、その他の物理分析用又は化学分析用の機器として、9027.80 号に分類（通則 1 及び 6）。
	自動血球分析・白血球分類装置	臨床検査室で使用する血球分析及び白血球分類に使用する体外診断用の機器について、その他の物理分析用又は化学分析用の機器として、9027.80 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9403.20 号	スチール製キャビネット	壁面や平面に固定できる様に設計された、前面に扉のある、内部が空のスチール製の格納箱（高さ 250~1,800mm、幅 250~1,000mm、奥行き 150~300mm）で、特別な錠、電気機器を固定する金属板、入出力導体用の蓋、接地合わせ釘、ガスケット等が取り付けられるものについて、その他の金属製家具として、9403.20 号に分類（通則 1（第 94 類注 2）及び 6）。
	ステンレス製キャビネット	壁面や平面に垂直に固定できる様に設計された、前面に扉があり、防食処理がなされ、内部が空のステンレス製の格納箱（高さ 250~1,200mm、幅 250~800mm、奥行き 150~300mm）で、特別な錠、電気機器を固定する金属板、入出力導体用の蓋、接地合わせ釘、ガスケット等が取り付けられるものについて、その他の金属製家具として、9403.20 号に分類（通則 1（第 94 類注 2）及び 6）。

主な改正の概要（平成 31 年 4 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 9403.70 号	プラスチック製キャビネット	壁面や平面に垂直に固定できる様に設計された、前面に扉のある、内部が空のプラスチック製の格納箱（高さ 300mm、幅 200mm、奥行き 130mm）で、化学薬品、熱及び紫外線への耐性を有し、配線の拡張や分配に使用され、メーターボックスとしても使用できるものについて、プラスチック製の家具として、9403.70 号に分類（通則 1（第 94 類注 2）及び 6）。
	プラスチック製キャビネット	壁面や平面に垂直に固定できる様に設計された、前面に扉のある、内部が空のプラスチック製の格納箱（高さ 700mm、幅 500mm、奥行き 250mm）で、化学薬品、熱及び紫外線への耐性を有し、配線の拡張や分配に使用され、メーターボックスとしても使用できるものについて、プラスチック製の家具として、9403.70 号に分類（通則 1（第 94 類注 2）及び 6）。